

## 長崎県個人情報保護条例（抜粋）

平成13年7月12日  
長崎県条例第38号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員の情報を除く。
- (2)～(4) 省略
- (5) 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報をいう。
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

( 収集の制限 )

第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ取扱目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関からの指示等（法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務のあるものをいう。以下「国の機関からの指示等」という。）に基づくとき。

(3) 出版、報道等によりすでに公にされているものから収集するとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関から情報の提供を受けて収集するとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県立地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関からの収集が事務の遂行上やむを得ず、かつ、当該収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外からの収集について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある情報は、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で当該取扱目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

( 利用及び提供の制限 )

第 8 条 実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、その利用又は提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 専ら学術研究又は統計の作成の目的で利用し、又は提供するとき。

(5) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該利用について相当な理由のあるとき。

(6) 他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は県立地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合であって、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該利用について相当な理由のあるとき。

(7) 実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持の目的のために前号に規定する者以外の者に提供する場合であって、当該提供について特別の理由のあるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供について公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供するときは、その者に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。